

令和6年度

事業計画

社会福祉法人安来市社会福祉協議会

令和6年度安来市社会福祉協議会事業計画

1 基本方針

新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後、平生の日常に戻ったかに思われますが、長かった自粛生活は、地域社会や、親族の在り方までも大きく変えてしまいました。

特に地方では、少子高齢化の進行と相まって、地域活動や伝統行事の担い手不足が顕著になり、さらに商店や病院、学校などの生活に欠かせないインフラが、統廃合などにより、住居からどんどん遠方になっています。

また、円安や人手不足などによる物価の高騰は、高齢者や子育て世代の家計に大きな負担となっており、経済的に困窮する家庭も増加しています。

こうした状況を受け、国でも、それぞれに出来ることを地域で担っていく「地域共生社会」の構築を目指していますが、本会でも、安来市地域包括支援センターを中心にした、地域包括ケアシステムの構築や、生活支援体制整備事業による地域に話し合いの場を提供する協議体の設置運営などにより、地域資源の活用や地域住民の社会参加を促し、地域課題の解決に取り組んでまいります。特に、昨今顕著になってきた、高齢者等の居住問題に対し、昨年度より、島根県の補助を受け「居住支援協議会」を立ち上げ、問題解決に取り組んでいますが、引き続き行政および関係機関と連携し取り組みを強化してまいります。

また、生活支援体制の強化については、市役所1階に設置した、総合相談窓口を中心に、本会の権利擁護センターや生活支援・相談センター等の機能を強化集約し、要支援者に対し、包括的に支援する体制をより一層強化し、推進してまいります。特に、親族関係の希薄化などによる、成年後見制度へのニーズ増加に対応するため、権利擁護センターを「中核機関」として体制を強化し、関係機関と連携を取りながら、市民後見人養成など実施してまいります。

新年早々、能登半島を中心に発生した地震は、過疎化が進む地域での災害対応に、大きな一石を投じました。特に、近隣の関係性や事前の避難計画作成の重要性を浮き彫りにしました。本会も、発災時には、災害ボランティアセンターや生活支援を担い、さらに有する施設が、避難所となっており、対応マニュアルが有効に機能するかの検証や、行政の関係機関との事前協議を早急に実施し、スムーズな対応ができるよう、体制を整えてまいります。

介護保険事業は、新型コロナウイルスなどの感染症や諸物価高騰により、固定費や人件費の高騰、人材不足による職員の高齢化など、事業環境は厳しさを増す一方ですが、令和6年度の介護報酬の見直し内容を勘案し、経営の効率化に努めてまいります。

2. 実施計画

| 重点項目 | 実施事業 |
|------------------------------------|--|
| 1) 生活困窮者自立支援事業の充実強化 | 1 「自立相談支援事業」（相談窓口）の受託運営 <ul style="list-style-type: none"> ・家計相談支援事業の実施 ・就労準備支援事業の実施 |
| | 2 生活福祉資金貸付事業の実施 |
| | 3 生活困窮者支援等のための生活支援事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・フードバンク事業、入居債務保証支援事業、ごみ屋敷清掃支援、エンディングサポート事業、子ども食堂支援 等。 ・新たな生活支援事業の開発検討 |
| 2) 社会福祉法人制度改革への対応と安来市社会福祉法人連絡会との連携 | 1 組織経営（ガバナンス）の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・定款に基づく組織経営 ・諸規程の整備及び改正 ・役員会組織強化 |
| | 2 安来市社会福祉法人連絡会との連携・協働による事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ふくし何でも相談事業 ・生活困窮者等緊急現金貸付事業 ・生活困窮者等緊急一時生活費等給付事業 ・子どもの学習支援（居場所づくり）事業 ・「介護職員初任者研修」等の開催 ・公開講演会の開催 |
| 3) 地域福祉の総合的な推進 | 1 総合相談・生活支援システムの構築 <ul style="list-style-type: none"> ・各種相談事業と生活支援事業の一体的な運営によりワンストップの包括的相談支援体制（総合相談・生活支援システム）の構築 ・福祉総合相談窓口の充実（市役所本庁舎1階） |
| | 2 権利擁護センター事業 <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活自立支援事業 ・成年後見制度利用促進事業（中核機関） ・法人後見事業 ・終活事業（死後事務）へ向けての取組 |
| 4) 地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組み | 1 安来市地域包括支援センターの運営 <ul style="list-style-type: none"> ・総合相談業務の充実（時間外相談・休日相談の実施） ・権利擁護業務の実施（高齢者虐待、成年後見制度利用支援） ・包括的・継続的ケアマネジメント業務の実施 ・一般介護予防事業の拡充（こけないからだ体操の拡充／28か所） ・「個別地域ケア会議」（困難事例・自立支援型ケアマネジメント会議）の開催 ・「校区別地域ケア会議」「安来市地域ケア推進会議」の開催 ・短期集中予防「通所型サービスC」の実施（3か月間×3地区） 新・「後期高齢者フレイル状態全数調査」及び訪問活動の実施 |

| | |
|-----------------|---|
| | <p>2 認知症施策推進事業の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症初期集中支援チーム員会議の運営 ・ 認知症サポーター養成講座、出張講座等の開催 ・ 認知症講演会の開催 ・ 認知症家族の集い、男性介護者の集いの開催 ・ 認知症当事者女子会の開催 ・ オレンジカフェの開催（月 1 回） ・ 本人交流会（のんびり会）の開催（隔月 1 回） ・ パートナー養成講座 ・ オレンジフェスタ IN やすぎの開催 |
| | <p>新3 「重層的支援体制整備事業」（移行準備）の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 重層的支援ネットワーク会議の開催 ・ 重層的支援体制推進セミナーの開催 |
| | <p>4 生活支援体制整備事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活支援コーディネーターの配置（3名） ・ 住民主体の「協議体」の活動支援と設置促進 （設置済14地区＋新規3地区） ・ 住民主体の支え合い等に関する講演会・研修会の開催 ・ 生活支援協議体情報交換会の開催 |
| <p>5) その他事業</p> | <p>1 介護保険関連事業（予防事業含）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 通所介護事業 ・ 訪問介護事業 ・ 居宅介護支援事業 ・ ほっとサロン事業 ・ 生活支援ボランティア養成講座 ・ 高齢者生活支援ボランティアポイント事業 |
| | <p>2 ボランティアセンター事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティア登録制度の充実 ・ ボランティア育成事業 |
| | <p>3 子育て支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ファミリーサポート事業 ・ つどいの広場事業 ・ 養育支援訪問事業 ・ 「子ども食堂」の普及推進 |
| | <p>4 各種福祉団体の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 安来市民生児童委員協議会 ・ 安来市身体障害者福祉協会 |
| | <p>5 指定管理事業・施設管理事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ いきいきの郷はくた（指定管理） ・ 広瀬社会福祉センター ・ 伯太老人福祉センター ・ すぱーく広瀬 ・ 広瀬町名誉町民顕彰館（指定管理） |

| | |
|------------------------|---|
| | <p>6 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安来市青少年育成連絡会議の運営 ・安来市共同募金委員会の運営 ・日本赤十字社島根県支部安来市地区への協力 ・マイクロバスの運行 |
| <p>6) 職員の資質 向上</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1 安来市社会福祉協議会職員研修の実施（年1回以上） <ul style="list-style-type: none"> ・自主研修の開催 ・他機関の研修への積極的な参加促進 2 業務関連の資格取得に関する支援策の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・特に介護保険事業所の職員への対応 |